

件 名	平成30年度堺市一般会計補正予算案（第3号）について
経過・現状 政策課題	台風21号被害にかかる被災施設の復旧費用等について、「平成30年度堺市一般会計補正予算（第3号）」を地方自治法第179条に基づき市長専決処分するもの。 ※平成30年第4回市議会（11月議会）において報告
対応方針 今後の取組 （案）	<p>&lt;補正予算案の内容&gt;</p> <p>◆ 一般会計</p> <p>[歳出] <span style="float: right;">2, 526, 534千円</span>  <span style="float: right;">(繰越明許費 98, 000千円)</span></p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台風被害に伴う市有施設等の復旧に係るもの 1, 942, 605千円              ・市営住宅、学校園等の屋根の復旧費用等</li> <li>○ 被災農業者向けの支援制度に係るもの              ・被災したビニールハウス等の復旧・撤去等に対する補助  <span style="float: right;">583, 929千円</span></li> </ul> <p>[歳入] <span style="float: right;">2, 526, 534千円</span></p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国庫支出金 <span style="float: right;">349, 614千円</span></li> <li>○ 府支出金 <span style="float: right;">452, 895千円</span></li> <li>○ 繰入金 <span style="float: right;">1, 490, 300千円</span></li> <li>○ 繰越金 <span style="float: right;">131, 625千円</span></li> <li>○ 市債 <span style="float: right;">102, 100千円</span></li> </ul> <p style="text-align: right;">【繰越明許費】 98, 000千円</p>
効果の想定	
関係局との 政策連携	

## 平成 30 年度堺市一般会計補正予算（第 3 号）（案）

（地方自治法第 179 条に基づく市長専決後、11 月議会にて報告）

## 一 般 会 計

（歳 出）

2, 526, 534 千円  
（繰越明許費 98, 000 千円）

○すべて現計予算

◆ 台風 21 号被害にかかる被災施設の復旧費用等 【事業費 2, 526, 534 千円】

- 台風被害に伴う市有施設等の復旧に係るもの 1,942,605 千円
  - ・ 市営住宅、学校園等屋根の修繕、道路・公園の倒木撤去等
- 被災農業者向けの復興支援に係るもの 583,929 千円
  - ・ 被災したビニールハウス等の復旧・撤去等に対する補助

（歳 入）

2, 526, 534 千円

- 国庫支出金 349,614 千円
  - ・ 既設公営住宅等復旧事業補助金 8,546 千円
  - ・ 社会資本整備総合交付金 251,948 千円
  - ・ 災害復旧国庫負担金 89,120 千円
- 府支出金 452,895 千円
  - ・ 被災農業者向け経営体育成支援事業補助金
- 繰入金 1,490,300 千円
  - ・ 公共施設等特別整備基金
- 繰越金 131,625 千円
- 市債 102,100 千円
  - ・ 災害復旧事業債

【 繰越明許費 】 限度額 98, 000 千円

- 年度内の事業完了が困難なものについて、繰越明許費の設定
  - ・ 高等学校施設等整備事業（堺高校体育館改修工事）